

平成25年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成26年1月9日（木）

午後1時30分

中央図書館2階 講堂

副館長 それでは、定刻になりましたのではじめさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただ今から図書館協議会臨時会をはじめさせていただきます。本日の会議は10名の委員のうち5名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しておりますことを報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館長 皆さまご苦勞様でございます。本日の図書館協議会なんですけれども、急遽欠席という委員が増えてしましまして、残念ながら5名での開催とさせていただきます。今回の協議いただく内容でございますけれども、1つ目は指定管理事業者が決定をいたしましたので、この件について報告させていただきたいと思っております。2点目としては、今現在、第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画を策定しておりますので、こちらについて皆さまからのご意見をいただきたいと考えております。もう1点、図書館基本計画を策定したいと考えてございます。今日は素案を作成した段階でございますので、こちらにつきましては、私から簡単に説明させていただいた後、お持ち帰りを頂きまして、できればもう一度皆さまにお集まりいただいて色々なご意見を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

副館長 それでは、早速会議をはじめさせていただきます。会長の進行でお願いいたします。

議長 それでは、次第に沿って進めていきたいと思っておりますけれども、第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画（案）が議事に入っているんですけど、今まで図書館協議会に諮られたことがないものが、今回ここで諮られるというあたりの説明をいただけないでしょうか。

館長 それでは、説明させていただきます。中央図書館で第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画を策定することになりました。今までは、中央図書館では、この計画について担当してはおりませんでした。ただ、子どもの読書活動推進ということで図書館に関わる内容が非常に多いものとなっております。第二次苫小牧市子どもの読書活動推進計画は今年の3月いっぱい終わるということ

もありまして、第三次につきましては中央図書館で担当するというので、部内協議をして決定しました。今まで中央図書館では一度も経験したことがない計画策定だったんですけれども、今回素案を策定したという内容になってございます。

議 長 今までは、社会教育委員会議で策定していたということですよ。そして、図書館協議会には直接諮られたことはなかったんですけども、今回図書館で策定するというので説明があったものですから、議事に入っているということです。それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、今日欠席が多くて残念なんですけど、委員から急遽欠席になるということで質問事項をファクスで送っていただきましたので、コピーしてお配りしております。指定管理の部分に関わってできればお願いしたいというお話でした。それでは、報告ということで、指定管理者の決定についてよろしく申し上げます。

<以下資料により説明>

館 長 ◇指定管理者の決定について

以上簡単ではございますけれども、指定管理者の決定について報告をさせていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。指定管理者の決定について報告ということですけども、説明について質問等ございますでしょうか。

委 員 市がやられていた時に対して、今度新しくTRCがやることに決まって、どこら辺が良くなるんでしょうか。

館 長 まず、一番大きく変わる点は4月から中央図書館の開館時間が大きく変わります。今現在は平日が朝9時30分から午後7時まで、土日、祝日につきましては、朝9時30分から午後5時までという開館時間になっておりますが、4月1日からは平日、土日、祝日関係なく朝9時30分から夜8時までということになります。それと今まで月曜日が祝日だった場合、月曜日は開館し翌日の火曜日に休館していましたが、この振替の休館日は廃止という形になりますので、開館日が拡大します。それと、2点目の大きく変わる点としましては、2階に電子情報サロンがございますけれども、古いビデオデッキやテレビが置いてあるんですけど、現在DVD資料が見れる環境にはございません。DVD資料が買えなかったということと、そもそもDVDを映す機械がないといったことから、その辺の市民サービスができないでいた訳なんですけれども、この点につきましては、DVD資料の購入をしていただきまして、電子情報サロン内で最新のDVDを見ていただくというサービスが開始できます。それと、電子書籍。こちら導入はしていないんですけれども、電子書籍の導入も可能になって、利

用者のサービス向上につながります。それと、中央図書館の年間の資料購入額は1,800万円だったんですけれども3,000万円に増えます。スペースの問題はあるんですけれども、これまでの資料も整理いたしまして、なるべく新しいものや、皆さんが要望される本、電子書籍やDVD資料の購入に使われるというように変わります。それと郷土資料、行政資料があるんですけれども、一部デジタル化したものはあるんですけれども、TRC独自のシステムがございます。この独自システムにデジタル化した郷土資料を載せることによって、全国の図書館でもデータ化した郷土資料、行政資料を見ることができるサービスが開始していただけるようになります。そしてソフト面になりますけれども、中央図書館は全館飲食禁止となっておりますが、利用される皆さんからは一部緩和してもらえないのかというお話がございますけれども、2階の事務室を改装いたしまして、飲食可能なリラックススペースとして自動販売機等を設置して、ゆっくり利用いただけるスペースの設置をしていただけたらと思っております。こういった部分につきましては、TRCから提案されていることなので、私どもとしてはそのまま実施していただくということになると思います。

委員 はい。わかりました。

議長 他にありませんか。なければ、委員から出されている指定管理に関する部分について7点程あるんですが、お答えいただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

館長 今回5人の委員しか出席されていないことと、いつもご指摘があるように口頭より文書の方が望ましいのかなと思いますので、できれば次回の図書館協議会の時に文書にして皆さんにお示しするという形でいかがでしょうか。

議長 そうしていただけるのであれば、今日は本人もいらっしゃらないのでそれで構わないと思います。よろしくお願いします。

委員 質問してよろしいでしょうか。3項目について確認と質問をしたいと思えます。まず1項目目は図書館協議会について6点の確認と質問があります。それから2項目目は図書館の管理運営についてどこに執行権があるのか。3項目目は偽装請負の疑いがあるわけですが、これについて確認したいと思います。まず最初の図書館協議会について、まず議長に質問したいのですが、今日の会議ですけれども会長名で招集していますが、会長は会議の議題についてどんな相談を受けていたのか、経緯を説明していただきたい。2点目は4月から図書館協議会に諮問をしたり図書館協議会からの意見、具申を聞く立場の人は誰になるのか。3点目は、民間企業の図書館長は諮問できますか。なぜかといいますと、今日個々に出てきている図書館協議会委員は特別職という公務員なんです。ですから、公務員に対して民間企業の図書館長は諮問できるのか。また、民間

企業の図書館長は図書館協議会に出席できますか。そして4点目は図書館で定められている諮問と具申についてですが、誰が図書館協議会に諮問し、誰が図書館協議会委員の意見を聞くのですか。5点目は、図書館協議会はどんなことをする会になるのか。つまり、館長から諮問も具申もできないとすると図書館協議会はどんなことをする会になるのか。6点目は、図書館法は一般の法律と違って特別法なんです。独立した法律なんでこの法律に違反することになるんです。どこに違反するかというと、図書館法の14条の2にこのように書かれています。図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とすると書いているんです。それにどこにも該当しなくなるんです。この点をクリアするためには今後どのようにしていくつもりなのか。この6点について確認若しくは考えを述べていただければと思います。以上です。

議長 最初に私のほうに質問がありますので、その部分については、主にこれから出てくる第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画について、中央図書館で立案をすることになり、その中身ができあがってきたので、これを決定する前に図書館協議会委員の意見を貰いたいというのが第一でした。合わせて、指定管理者が決定したのでその部分について、これまでの経緯もあるので報告したいという話でした。今日の議事の最後にある図書館基本計画については、今日来てから聞いた話ですね。これについては後ほど説明があると思いますけれども詳しいことは分かっていません。そういうことで、開催させていただいたということです。

委員 議長は苫小牧市立図書館規則17条に会議を招集するのが誰かという規定があって、会議は会長が召集するとなっているのですが、それはご存知ですよ。これについて今まで一度も守られていなかったんですけども、今回聞いたのは後に関わってくるものですから、これからはそれに従っていただきたいということで確認しただけです。

議長 わかりました。後の部分については先ほどの委員からの3つ目の部分にも関係すると思うんですがいかがでしょうか。

館長 議長からお話がありましたけれども、委員からも指定管理の関係で色々質問をいただいております。今回委員の皆さんの人数が少ないということも含めて、委員の質問も文書にまとめさせていただいて、次回の図書館協議会でお話させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員 いや。簡単な質問でここで何回か論議していますから、誰が諮問するのかとか、TRCの図書館長が図書館協議会に出席できるのかとか簡単なことなんです。何もそんな文書に書く必要はないので簡単に説明していただけないでしょ

うか。

館長 本当に簡単になりますけれども、4月以降の図書館協議会につきましては民間事業者である指定管理事業者の館長が出席するという形になると思います。

委員 そうすると3つ目の質問に関わるんですが、出席できると判断しているんですね。それはどういう根拠ですか。

館長 図書館法の中では図書館協議会は館長の諮問機関であるとうたっているんですね。その館長の諮問機関であるという意味に、指定管理事業者も含めて指しているのかどうかということだと思いますが……。

委員 これは指していません。あきらかに指していないんです。これは今までの色々な質問の中で出てきているんです。もっと言えば最後の偽装請負にも関わってくるんです。これは次回でいいですから館長が図書館協議会に出席できるという根拠を明らかにしていただきたいです。つまり今までの図書館法をうけた苦小牧市立図書館条例には一切載っていないんです。したがってそれを入れるためには、当然条例を改正しなければいけないんです。そうじゃなければ、公務員に対して民間企業の者がどんな権限で諮問したり具申、答申したりできるんですか。それは何かの根拠が無ければできないでしょ。したがって、それについては次の会までに明らかにしていただきたいと思います。次の4点目をお願いします。

議長 4点目は諮問と具申ですか。

委員 はい。誰が諮問するのか。今の館長のお話ですと、TRCの館長ということだと思いますが、3つ目の質問と関わってきますから。大体、できないんですよ。企業の図書館長は出席も諮問も具申もできませんよと何回も言ってきたんですよ。それに対してどう答えてきたかという、それはできると言ってきたんです。できるならどんな根拠、条例に基づいてできるのかは今日明らかにしてもらわないと困るんです。これについても文書を出してくれるのであればそこまでは譲ります。

議長 以下も同じですよ。館長よろしいですか。

館長 今、委員からご指摘ありました点も含めて確認させていただいて、次回の図書館協議会でお話させていただければと思います。

議長 よろしくをお願いします。

委員　　今まで言ってきたことはこういうことなんです。TRCには統括責任者というのがある。そうすると教育委員会から市民生活部市民生活課の代表に諮問内容をお話して、市民生活部市民生活課から統括責任者に話をし、統括責任者から図書館長に話をするという系列でなければいけないと言ってきたんです。それを全く無視しようとしているから、今質問しているんです。

議長　　よろしいですか。それではよろしくお願いします。他に質問はございますか。

委員　　念のためなんですけど、今日の終了時間の予定を聞きたいんですけども、もし私が抜けたら会議として成り立つのか教えてください。15時までは居れるんですけども、その後どうしても抜けなければいけないものですから、教えていただければと思います。

館長　　精力的にご協議いただきたいと思います。ただ、委員が抜けられると図書館協議会として成立しなくなりますので、時間まで何とかご協議いただければと思います。

議長　　それではできる限り精力的に進めていければと思います。この部分で後質問等ありますか。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

委員　　ちょっと待ってください。2項目目があります。執行権についての1点目は、スポーツ生涯学習部や図書館も含めた教育委員会は、この図書館協議会で図書館の管理運営をする権限は市長にある。市長の公約だから教育委員会としてはできないという説明をしてこられました。この問題の一番最初のスポーツ生涯学習部長である小野寺部長は、はっきり議会で市長の公約なので従わざるをえないと言っているんです。それを受けて次の部長から館長も含めてずっと市長の公約だから、従わざるを得ないという説明をしてきたんです。この考え方は今でも変わらないのか。つまり、図書館の管理運営の執行権は、市長の公約どおり市長にあるという考えは今でも変わらないのか、まず質問したいと思います。

館長　　確かに市長公約に図書館への指定管理者制度の導入を掲げていましたけれども、市長が公約を掲げて当選した時に、公約は市の政策に変わります。この時に市としてやらなければならないことには変わります。こうなった時に、教育委員会としてどう判断していくのかは、教育委員会として協議して最終的に決めていくということになるかと思っています。市長の公約だから、教育委員会としてやらざるを得ないと過去答弁しているんですけども、最終的に教育委員会としてどう判断していくかということだと思います。

委員　　そうですね。そして2つ目の質問ですが、市長が議会でどういう発言をさ

れたか記憶されていると思いますけれども、執行権について誰にあるのかということも議会で明らかにしているんです。市長はどう言われていましたか。それも文書にまとめてください。3つ目は、前図書館長は指定管理者ありきの諮問をしたんです。指定管理者制度導入は決まっているんだから、導入した後に起こる問題について諮問しますということで、図書館協議会でそんな馬鹿ことはないと言ってきたが、前館長はそれをとおしました。ところが、市長は図書館の執行権は自分にあるとずっと思っていたんですよ。市長になって初めて執行権が市長にはないということが分かったということを議会で答弁しているんです。つまり図書館の執行権は市長にあるとあっていて、公約に出したけれども、実際に調べてみたら市長には執行権がないということが分かったんです。これは市議会でも答弁しています。そうすると市長が認めているんですから、教育委員会が言ってきたことが、まったく嘘であったということになるんです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律があるから教育委員会に執行権があると行ってきたにも関わらず、一切耳を貸さなかった。違反しているということも前館長は知らないことはないと思うけど、強引に押しとおしてきたんです。それについて、市議会で決めて指定管理者になったから仕方がないんだけど、後世まで残ることだから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反していたにも関わらず、指定管理者を入れたということの後世に残しておく必要があると思うんです。そういう意味で2番目の教育委員会も市長と同じように分からなかったのか。分かっていたけれども市長の公約だからとやったのか。その辺をきちんと文書に残しておいてください。3つ目も導入ありきの諮問をした時に市長の公約であるということや、執行権が市長にあるという説明が正しかったのか誤りだったのかも含めて明らかにしていただきたいと思うんです。これは10人の委員が何時間もかけて言っているにも係わらず、執行権が市長にあるということを言ってきて、強引にとおしてきたわけでしょう。この部分をきちんと文書に残しておいて下さい。以上で執行権について終わります。続いて偽装請負についてですが、これは大変難しいんです。一昨年の7月に諮問が出された時に、偽装請負に関する質問をしました。その時にこう回答されました。偽装請負の見解を述べる立場にはありませんので、専門家の判断に委ねたいと考えていますと答えているんです。そこで、館長に質問したいんですが、この前館長の回答を知っていたのかどうか。そして、知っていたならば専門家に問い合わせたのか確認したいと思います。

館長 これについては、直接引継ぎは受けておりません。ですので、専門家の判断を仰いだかどうか確認しておりません。

委員 そこで私は専門家に問い合わせました。その専門家は内閣府なんです。正確には北海道では北海道労働局なんですけれども、国では内閣府がこれに携わっていて内閣府で、こういう請負をしてはいけないというのが出ているんです。そこに質問しましたらこういう回答がきました。苫小牧市教育委員会は、内閣

府が出しているガイドラインに沿って契約を取り交わしていると思われるので、その契約書を見てみないとなんともいえないという回答でした。従って何が揃ってれば偽装請負にならないかといえば、当然現在行われているコミュニティセンターを管理しているワーカーズコープとどういう契約を交わしているかが関わってくるんです。私はそれを取寄せました。1 つ目は苫小牧市コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書。2 つ目は苫小牧市コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書。3 つ目は苫小牧市コミュニティセンター指定管理者総括業務仕様書。4 つ目は苫小牧市コミュニティセンター図書室業務仕様書。それと教育委員会から市長部局に事務補助執行についてという文書があるということだったので、これも取寄せました。こういう文書の中で特に図書室業務仕様書には、何も書かれていないんです。図書館業務について、開館日を何時にするかとかは書いているんです。

議 長 簡潔にお願いします。

委 員 はい。ただここは非常に難しいので丁寧に説明します。これがないと偽装請負になるんです。簡単に言うところのことです。苫小牧市の図書館が、ワーカーズコープのコミュニティセンターの図書室の職員を指導することは、違法なんです。なぜできないかということコミュニティセンターの図書室の職員が何の指導力もなく、図書館に対する知識も何もない人を、安い賃金で雇って後で図書館の職員が行って指導するということは、厚生労働省とかが出している文書によると認められていないんです。なぜ認められていないかということ、これは後で教えるから今は司書の資格がなくてもバーコードだけうてればいとなれば安く使えるんです。図書館の仕事をきちんとさせるためには、ある一定のお金を出して雇わないといけない。これを防ぐために職業安定法では認めていないんです。そして、内閣府が出しているガイドラインには、近年指定管理者制度が何の根拠もなくどんどん入れられてるけど、でたらめに導入してはだめなんだ。これはきちんと守らないと導入できないということを書いているんです。正確に言えばこういう名称です。地方公共団体の適正な請負。これは今回の請負です。地方公共団体つまり苫小牧市が、適正な委託請負事業を進めるためには、こういうことを守らなければ違法なんだよという手引きなんです。これは平成 24 年 1 月に出ているんです。したがってそれから 6 ヶ月経ってから諮問が出されているんです。つまり 6 ヶ月間でこの手引きをきちんと見て、違法か違法じゃないかを見て諮問しなければならなかったのを、こういう内閣府がわざわざ手引書まで出して、これに違反したら職業安定法の 44 条に違反しますよ、注意しなさいと内閣府が出しているんですよ。なぜこれを見ないでやっているのか不思議でしょうがない。そして専門家に委ねるとかごまかしてきたんですよ。

議 長 その部分についての見解がほしいということですね。それが最後の部分です

ね。

委員 いえ。2番目は私が調べた結果、さっき言ったように地方公共団体の適正な請負事業推進のための手引きを見ていなかったんだと思うんですけども、このことについて、次の文書の中で書いていただきたいと思います。そして3つ目は、中央図書館の職員をコミセンに派遣しているんですよ。中央図書館の職員をコミセンに派遣することはできないんです。これをやったら、これは偽装請負になるんです。それを図書コーナーの職員の所に行ってどんなことをやっているかといえば、図書館の職員が各コミセンの図書コーナーに行って選書とか蔵書の構成、管理等について、指導助言しているんです。2つ目は、定期的な延滞者に対して、ハガキで督促したりしているかを点検しているんです。3つ目は月1~2回定期的な巡回をしているんです。書架を点検したり、蔵書の状態を点検したりしているんです。それから4番目は、図書コーナーのレファレンスサービスのサポートをしているんです。これを今まで質問があったから行って教えているだけだと言っているんです。これは認められていないんです。それから5番目は情報交換、相互連携、協力ということについて最低年1回委員会を開いて、市や教育委員会からも出て会議を持ちなさいとっている。これは完全に指示、命令です。そして6番目は、図書館コンピュータについてなんですけれども、コミセンにつながっている端末を、行って指導しなければできないんです。図書館から行って説明しないと端末の管理は簡単にはできませんよ。やってるんでしょ。やってるんです。さらにもっとひどいことに今度の仕様書の中に書いているんです。こういう業務をするようにと書いているんです。これは、できないということを手引書の中に書いているんですから、この点について、どこにコミュニティセンター図書室業務仕様書の中のどこに書いているか。この中のどこにも書かれていないんです。そのことについて見解をいただきたい。そして4番目については、今言ったけれども、他に指示、命令がどんなものがあるのか。つまり、図書館の職員がコミセン図書コーナーに行ってこのほかにどんな指示、命令をしているのか明らかにしていただきたい。そして5番目は、指揮、命令の内容は民間企業への仕様書にも書かれているが、今後仕様書を変更しなければ偽装請負と判断されると考えられますが、どう対応するつもりですか。つまり、あのままの状態で行くのか。あのままの状態というのはこれです。

議長 委員。時間がないので急いでください。

委員 これは皆さんの手元にもいっていると思いますが、これです。この中に書いているんです。やっちゃいけないことを書いているんです。従ってこれについて、このままやっていくのか。そして6番目。4月からTRCの職員が各コミセンに指示、命令することになるんです。これは職業安定法の44条に抵触するんです。これを堂々とやるということを報告しているんです。こういうことを

堂々とやって良いのか。ついでにもう一つやってしまいますけれども、勇払の場合はもっと面倒になります。勇払公民館の職員は公務員です。公務員に対して1企業の図書館職員が行って、ああしなさいこうしなさいと指示命令がどんな条例なり規則に基づいてやるのか。そんな権限があるのか。これが7番目の質問です。簡単にいくものではないと思います。以上で3項目の確認を終わります。

議 長 それではよろしくお願ひします。すいません。時間がだいぶ経過してしまいましたけれども、議事の方に入りたいと思います。それでは(1)の第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画(案)について簡潔に説明をお願いします。

<以下資料により説明>

副館長 ◇第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画(案)について
以上、具体的な項目について簡単に説明をさせていただきました。この中でご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。そして今後の流れはどのような日程で進んでいくことになるのでしょうか。

副館長 本日いただいたご意見で、第三次苫小牧市子どもの読書活動推進計画(案)を一度まとめさせていただきます。そのまとめさせていただいた案で、パブリックコメントを実施する予定です。1月17日から2月15日までの期間で予定をしています。

議 長 はい。ということは今日、質問や意見が出たとして終わらなければ次の会はいつ頃の予定でしたか。

館 長 図書館基本計画の関係がございましたので、1月末か2月上旬に開催いただければと考えておりますが、その時だとちょっと難しいと思います。

議 長 それでは何とか時間までということで、どこからでも質問があればお願いします。

委 員 1つだけいいですか。これは前回苦い経験をしているんですけれども、図書館協議会に出された指定管理者制度導入について諮問され、パブリックコメントを約1ヶ月間行ったんですけれども、まったく無視されているんです。31人から提出されて1人も賛成者が居ないんですよ。1人も賛成者が居ないのにパブリックコメントを締め切った次の日に決定しているんですよ。賛成者が居ないのに、堂々とそれを無視しているという前例があるんで、今回のパブリック

コメントも何の意味があるんですか。

議長 パブリックコメントの意味ではなくて、中身についていいですか。

委員 中身もそうだけど、パブリックコメントと言ってごまかしてるだけでしょ。パブリックコメントといわれて意見を出しても何の意味も無いということなんですよ。私も読んできましたけれども、こういうことについて言う気が起きないんですよ。これは感想ですから以上です。

議長 他の方がいかがですか。

委員 パブリックコメントに関しては、短すぎたというのは反省事項としてあると思います。締め切ってから決定をするまで、絶対考える時間が本当は必要なはずなのに、多分色々な意見が出たのに、受けた側の考え方もまとめ切れないままに決定ということになったんだということに対しては、まわりの色々な人に聞いても、今回指定管理になったこと自体には反対はしないんだけど、やり方については問題があったと感じている人もいますので、これについては分かる気がします。中身が反対だったとかは色々な意見があると思いますので、それについてコメントは無いですけども、短すぎたというのはちゃんとやった方がいいと思います。

議長 今回の子どもの読書活動推進計画（案）が図書館協議会に諮られるのは初めてのことなので、委員もおっしゃってましたけれども、是非これは続けて欲しい。ここに書かれているような色々な調査をして、それが反映をされて具体的に示されたものが我々にも意見を求められて、具体的には指定管理者になった図書館の中でさらに進められていくということであれば、歓迎したい部分もあるものですから、たくさん良いことが書かれていると思いますので、さらに具体的に進んでいけば良いと思います。そして、細かな学校の部分とかについては色々あるんですけども、図書館協議会に次回以降についても諮問されることを望んでいますという意見です。他にこれに関わってご意見ないでしょうか。

委員 当然のことながら実態があって計画ということなんで、この実態というかアンケートをまとめられたと思うんですが、読みきれてなくて申し訳ないですが、このアンケートの結果というのは、結局苫小牧の小中学生は、全国の他の地域に比べて本を読んでいるのか、読んでいないと判断するのか。若しくは以前に比べて本を読まなくなったとよく言われてるんですけども、この数字はどのように表わしているのか。それをどう考えられているのかお聞きしたいです。

副館長 今回、この種類のアンケートを取ったのが初めてということもありまして、実態を知りたいということで取ってみました。この状況をこの新しい計画に沿

って実行していった後、アンケート項目や計画に示されている数値が、今の時点よりも上向きになるということが大前提で、そういう取り組みをしていきたい。その取り組みをする中で、例えば本を読むとき、選ぶときはどういうふうに選びますかという項目があるんですけども、どんなふうを探すかという図書館、図書コーナー、移動図書館等で見つけて読む。その他に友達が勧めてくれたというのが、高学年や中学生には多いんですね。例えば本を勧めるときの具体的な方法について、友達同士が本を勧めるというような読書環境を整えていくという具体的な取り組みを活かしていこうとか、そのように具体的に使えるものとしてとらえております。この1つ1つは、具体的な取り組みの項目の中に細かいことは載せられないんですけども、毎年1回推進状況の連絡会議を開くということがあります。今月22日にも皆さんに会議のご案内がいつていると思いますので、その時に毎年細かい取り組みの中でどう活かされているかの検証をして、次の年に活かしていけると考えておりますので、今までよりも少し具体的な取り組みの中に取り入れられると考えています。

委員 取り組みをやったやらない、どの程度進んだという評価も確かにあると思うんです。ただ、それによって結局どうなったという結果が必要だと思いますので、具体的な数値も残していくといいと思います。そうやっていただけるとありがたいと思います。後、内容に関わるか分からないんですが、小学生や小さい頃から本を読む習慣を付けるということは、非条にいいことだと思います。ただ、それに対して実際には学校図書費自体が非常に少ないという正直な意見があって、それに対してこの計画を作るのはいいんですけども、現実的に新しい本だとかを与えてあげないと、読むきっかけにもならないんじゃないかと思って、そこら辺は取り組みを作ることによって変わっていくんでしょうか。小学校だったら20万円くらいでしょうか。

議長 学校規模にもよるんですが、ここで蔵書が増えてきているという現実はあるんですが、学校規模に応じて基本の冊数があって、それに届いている学校というのは、苫小牧ではほとんどないんですよ。

委員 そうすると、残念ながら古い本ばかりなんですよ。多分、新しい本を増やしていかないといけないと思うんですが、中々そういうのができてないので、できれば具体的に金額とかも示して増やす活動をするといいなと思います。課題としてあげるのはいいけれど、ずっと課題なのも困ると思います。そして、全体的な計画ということなんで関係部署とも話していただければと思います。

議長 はい。委員何かないですか。

委員 読んでいると今までの内容的には増えてはいるんですけども、同じことの繰り返しのような感じがします。結果はすぐに出ないにしても、目に見えるよ

うな結果が表れるような魅力的な具体策が増えても良いと考えました。

議 長 委員いかがですか。

委 員 大体同じようなことです。結果を出していただければいいと思います。

議 長 時間があまりないんですけれども、これは5年間の計画ということで、決まっていこうと思うんですが、決まって進んでいったら願わくば実際の取組についても年度年度で図書館協議会でも意見が言えるような機会に恵まれるならば、指定管理になって進んでいく中でも内容が分かって少しでもいい方向に進んでいけばという気持ちでいます。

副館長 1月22日に開催される子どもの読書活動推進連絡会議でそれぞれの施設や課の取組状況が細かくお知らせできる場がありますので、そちらでご質問がありました数字的なものとか可能な限りお示ししたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 決まっていこうのはまだ先ということで、議事(1)を終わらせていただいて(2)の方に行きたいと思いますのでよろしくをお願いします。

館 長 今回、苫小牧市図書館基本計画の策定を考えております。今回初めて皆さんに素案をお示しをいたしました。今までも図書館協議会の皆さんには理想の図書館像、子どもも後追いになりましたけれども、目標とする図書館像を作成して図書館のあるべき姿というものを確認してきました。今回はそれらを肉付けした形で図書館として取り組むべき内容を策定したいと思ったものですから、今回素案という形で提出させていただきました。ただ、今回は皆さんに目をとおしていただきまして、次回内容等について説明させていただきまして、ご意見をいただければと思っております。

議 長 ということで、今年度中にこの部分での協議会を開かせていただきたいという要望ですので開きたいと思います。何か質問等ありますか。

委 員 委員のご質問等に関して真正面でお答えされても、また議論がもうちょっと深くあるはずなんですよね。多分委員も思われるところがあると思うんで、少し事前にやられておいた方がいいんじゃないかなと思いますけれども、もう少し問題点とかを整理されてこの場になった方が決められた時間の中で、もうちょっと色々なお話ができるのではないかなと思います。

議 長 はい。それでは、議事の方を終わらせていただきます。

副館長　　本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。本日の会議につきましては、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会　　15：09

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

岡田 房子 委員

中村 峰子 委員

深澤 治稔 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

瀬能 仁 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

今野 加代子 同 奉仕係長

<欠席者>

◎委員

谷口 佳子 副会長

齋藤 健二 委員

鈴木 一恵 委員

長谷川 博一 委員

林 晃平 委員